

会長	事務局長	係

供覧のうえ、HPに公開してよろしいか伺います。

## 平成28年度

### 第 1 1 回 佐々町農業委員会定例委員会議事録

平成29年2月23日（木）

佐々町農業委員会

## 平成29年2月 第11回 佐々町農業委員会定例委員会議事録

1. 招集年月日 平成29年2月23日(木)午後1時30分
2. 招集場所 佐々町役場 別館会議室
3. 開 会 平成29年2月23日(木)午後1時30分

### 4. 出席委員 (11名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	吉野 裕 君	2	藤永 九市 君	3	濱野 努 君
4	藤永 茂 君	5	福田 喜義 君	6	池田 邦義 君
7	平田 康範 君	9	大瀬 清司 君	10	山下 義信 君
11	筒井 浩一 君	12	坂口 隆英 君		

### 5. 欠席委員 (2名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
8	湯村 速雄 君	13	橋本 義雄 君		

### 6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	今道 晋次 君	書記	山田 奈津子君		

### 7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
4	藤永 茂 君	5	福田 喜義 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 報告事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書

(3) 審議事項

第47号議案 農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）

第48号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

第49号議案 農用地利用配分計画（案）の承認について

第50号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について

第51号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について

第52号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について

第53号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

(4) 協議事項

農用地利用集積計画（利用権設定）の担当委員選定

(5) その他

①農地中間管理事業の推進について

②下限面積の設定について

③農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進について

④3月定例会の日程について

⑤その他

書記（山田 奈津子君）事務局。皆さん、こんにちは。只今から平成28年度 第11回 佐々町農業委員会総会を開会いたします。初めに、吉野会長からご挨拶をお願いいたします。  
吉野会長（吉野 裕君）会長挨拶

書記（山田 奈津子君）事務局。ありがとうございます。本日は8番 湯村委員と、13番 橋本委員から欠席届が出ております。出席委員は11名でございます。定足数に達しておりますので、本総会は成立することをご報告いたします。佐々町農業委員会総会会議規

則第6条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を吉野会長にお願いいたします。

会長（吉野 裕君）案件につきましては佐々町農業委員会総会会議規則第3条により付議事項はあらかじめ通知しておりますのでこの日程でよろしいでしょうか。

（ 「異議無し」の声あり ）

それでは議事に入ります。まず、日程（2）の議事録署名委員の指名を行います。佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき議長が定める事となっておりますので、議席番号4番 藤永 茂委員、議席番号5番 福田委員を指名しますので、よろしくお願いたします。以上で日程（2）を終わります。次に、日程（3）報告事項に入ります。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。1ページをお開きください。報告第1号の朗読説明をいたします。農地法第18条第6項の規定による通知書。通知者 賃貸人 佐々町□□免 ●●●●。賃借人 佐々町□□免 ○○ ○○。下記土地について賃貸借の合意解約をしたいので、農地法第18条第6項の規定により通知します。当事者の氏名等は先ほど読み上げた通知者と同じです。土地の所在 □石免字宗寿庵。地目 台帳・現況ともに田。面積990㎡。同じく宗寿庵。地目 台帳・現況ともに田。面積189㎡。賃貸借の合意解約の合意が成立した日、合意解約をした日、土地の引き渡し日は平成29年1月31日となっております。2ページ目が合意解約書です。22ページが契約時の各筆明細をつけております。今後、耕作される方は決まっています。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）この件に関して、ご意見、ご質問のあられる方はいらっしゃいませんか。なければ次に報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。4ページをお開きください。同じく合意解約になります。通知者 賃貸人 佐々町□□免507 ●●●●。賃借人 福岡県 ○○ ○○。当事者の氏名等は通知者と同じです。土地の所在は5ページの別紙にありますけども、市瀬免字羽須和47番1。地目 台帳・現況ともに田。面積3,419㎡。以下27筆あります。6ページは合意解約書です。7ページは別紙で解約する農地となっております。経営移譲年金受給のために、後継者である娘むこに貸し付けておられましたが、もう耕

作できないということでの解約です。後に出てきますが、田については耕作者は決まっていますが、畑はまだ決まっていない状況です農業者年金の手続きもしていただいております。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）この件に関してご意見、ご質問のあられる方はいらっしゃいませんか。なければ次に報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、事務局の説明を求めます。

書記（山田 奈津子君）事務局。8ページをお開きください。報告第3号の朗読説明をいたします。同じくこちら合意解約になります。通知者 賃貸人 佐々町□□免 ●●●●。賃借人佐々町□□免412番地 ○○ ○○。当事者の氏名等は通知者と同じです。土地の所在 野寄免字上木場。地目 台帳・現況ともに田。面積2,340㎡のうち500㎡。合意解約の合意が成立した日、合意解約をした日、土地の引き渡し日はいずれも平成29年1月31日です。9ページが合意解約書です。10ページに契約時の各筆明細を付けております。1筆で2枚に田が分かれております。今後はもう1枚を耕作しておられる方が耕作されます。事務局からは以上です。

議長（吉野 裕君）この件に関して、ご意見、ご質問のあられる方はいらっしゃいませんか。ないようですので報告事項を終わります。次に日程（4）審議事項に入ります。第47号議案 農用地利用集積計画・所有権移転の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子）事務局。11ページをお開きください。第47号議案の朗読説明をいたします。農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）です。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求めます。12ページをお開きください。所有権移転を行うもの 佐々町□□免 ●●●●。所有権の移転を受ける者 佐々町□□免 ○○ ○○。土地の所在 佐々町□石免字太田。地目 田。面積2,778㎡。受け手農家耕作面積。田 20,536㎡。畑 2,990㎡。計 23,535㎡。権利の種類 所有権移転。農用地区分 農用地区域。これにつきましては、以前、あっせんの申し出があった土地が、今回あっせんにより成立したものになります。13ページが現況写真です。青線で囲ってあるところが、あっせんの申し出のあった農地です。14ページにお二人のあっせん委員さんから農地等の権利移動のあっせん結果報告書が出ております。15ページがあっせん調書です。あっせん期間が平成26年8月27日から平成29年1月16日となっております。

口石の方からあっせん委員さんに声をかけていただき、また、木場の方まで声をかけていただきましたが、ようやく今回、平成29年2月23日に成立した案件となります。事務局からの説明は以上です。

議長（吉野 裕君）あっせん委員の補足説明を求めます。4番。

4番（藤永 茂君）4番。2番委員と口石、木場と声を掛けてまいりましたが、面積が広いこともありなかなか買い手が決まりませんでした。この度、最初はお断りされていましたが、隣の田を耕作しておられる〇〇さんが、買ってほしいということで良いお返事をいただいております。

議長（吉野 裕君）この件に関して何かご意見、ご質問のある方はいらっしゃいませんか。なければ採決をいたします。第47号議案 農用地利用集積計画・所有権移転について、承認される方の挙手をお願いいたします。ありがとうございます。挙手多数ですので承認することといたします。あっせん委員さん、大変ご苦勞様でした。次に第48号議案 農用地利用集積計画・利用権設定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

書記（山田 奈津子君）事務局。16ページをお開きください。第48号議案の朗読説明をいたします。農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求める。17ページが農用地利用集積計画書になります。権利の設定を行うもの 貸し手農家 佐々町□□免 ●● ●●。借り手農家 佐々町□□免 ○○ ○○。土地の所在 口石免字宗寿庵。地目 田。面積990㎡。借り手農家耕作面積4,368㎡。権利の種類 賃借権。農地区分は農用地。今回の設定内容 物納2袋 3年となっております。他5件です。番号3番、4番につきましては中間管理機構をとおしての貸し借りになります。合計 田が20,433㎡、畑19,527㎡。合計39,960㎡。19ページに集計を出しております。新規 田が16筆で18,541㎡、畑7筆で19,527㎡。計23筆で38,068㎡となっております。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）この件につきまして、何かご意見、ご質問のある方はいらっしゃいませんか。ないようですので、採決をいたします。第48号議案 農用地利用集積計画・利用権設定の承認について、承認される方の挙手をお願いします。挙手多数ですので、承認することといたします。次に、第49号議案 農用地利用配分計画（案）の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。20ページをお開きください。第49号議案の朗読説明をいたします。農用地利用配分計画（案）の承認について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、別紙のとおり農用地利用配分計画（案）を定めたいので、本委員会の承認を求めます。21ページをお開きください。差し替えをお配りしている分になります。貸し手農家はすべて、長崎県農業振興公社になります。借り手農家が1番目につきましては、佐々町□□免 ○○ ○○さん。お父様の農地を借りて息子さんが耕作されるということです。2番目、3番目につきましては●● ●●さんの農地になります。農地中間管理機構を通して、△△さん、▲▲さんがそれぞれ借り手として耕作されるという配分の計画案になっております。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）この件につきまして、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいませんか。ないようですので、採決を行います。第49号議案 農用地利用配分計画（案）の承認について、承認される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、承認することといたします。次に、第50号議案 農地法第3条の規定による許可申請書についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。22ページをお開きください。第50号議案の朗読説明をいたします。農地法第3条の規定による許可申請について。申請人 譲渡人 佐々町□□免 ●● ●●。譲受人 佐々町□□免 ○○ ○○。農地の所在 口石免字龍開。地目 台帳・現況ともに畑。面積29㎡。同じく龍開。地目 台帳・現況ともに畑。面積350㎡。耕作者はご兄弟さんにあたられるんですけども、○○ ○○さんです。申請の理由 贈与による所有権移転を行うため。譲受人の経営面積は田が、5,199㎡、畑159㎡、計5,358㎡です。譲受人の稼働人員は2人です。23ページに許可申請書の写しを付けております。贈与による所有権移転を行うということです。権利を取得しようとする方の現在の経営面積を載せております。自作地が田と畑と合わせて4,368㎡。借入地が田990㎡で、合計したところが25ページにありますけども、田が水稻で5,199㎡、畑が権利取得後の面積で538㎡となっております。持っている農機具が、トラクター、耕運機、田植機、コンバインをそれぞれ一台ずつ持っておられます。農作業歴は30年。稼働人員は現在2名。権利を取得される農地は主なところから約2k、徒歩10分ということです。26ページをお開きください。権利を取得される方は○○ ○○さん本人で、年齢は68歳。主たる職業は農業。権利取得者との関係は本人。農作業への従事状況ですけども、一年間をとおして従事していると

ということです。27ページが土地の登記簿謄本ですね。28ページも土地の登記簿謄本です。29ページが付近状況図になります。ピンク色で囲っているところが申請地になるんですけども、口石の九十九商事さんの近くといたしますか、力竹医院の所から、木場の上っていくところですね。浜空調さんがあって、そのちょっと先になります。30ページに地籍図を付けております。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）地元委員の補足説明をお願いします。4番。

4番（藤永 茂君）4番。ただいま事務局から説明がありましたように、場所はですね、力竹医院から木場の方に上っていきまして、途中佐々病院の方に下りる道があります。29ページの地図を見ますと、ピンク色の申請地の手前に道がありますけども、その道が佐々病院に下りていく道になります。申請地は、この交差点から約30m先になります。道上の方は〇〇 〇〇さんの所有でありまして、その下に申請地があります。道からは全く見えない状況です。●● ●●さんと、〇〇 〇〇さんは兄弟であります。〇〇 〇〇さんは兼業農家でありましたけども、退職されまして、農業の方を少しずつ増やしていこうというお気持ちがあらわれて、このような申請が出ている状況です。よろしくをお願いします。

議長（吉野 裕君）この件につきまして、ご意見、ご質問のあらわれる方はいらっしゃいませんか。ないようですので採決を行います。第50号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに異議がない方の挙手をお願いします。全員賛成ですので許可することといたします。ここで、第51号議案、第52号議案は4番委員の案件となっております。農業委員会法第31条の規定により、自己または同居の親族等に関する事項は議事に参与することができないこととなっておりますので、4番委員の退席をお願いします。では、第51号議案 農地法第3条の規定による許可申請書についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。31ページをお開きください。第51号議案の朗読説明をいたします。農地法第3条の規定による許可申請について。申請人 譲渡人 佐々町□□免 ●● ●●。譲受人 佐々町□□免 〇〇 〇〇。農地の所在 口石免字原。地目 台帳・現況ともに田。面積696㎡。耕作者は〇〇 〇〇さん。申請の理由 譲渡人の希望により売買による所有権移転を行う。譲渡人の経営面積、田が32,652㎡。畑863㎡。計33,515㎡。譲受人の稼働人員は3人です。32ページが許可申請書の写しです。売買による所有権移転を行うということです。33ページに譲受人の方の

現在の経営面積を載せております。自作地が田、畑合わせて14,924㎡。借入地が田18,591㎡です。34ページですけれども、上段が権利取得後の経営面積です。田が33,348㎡、畑が863㎡です。農機具ですけれども、トラクター2台。コンバイン、田植機、トラックをそれぞれ1台ずつ所有しておられます。農作業に従事する方は〇〇 〇〇さんで、農作業歴は45年。農業をされている方は3名ということです。35ページをお開きください。農作業に従事される方は〇〇 〇〇さんで、年齢は65歳。主たる職業は農業。権利取得者との関係は本人です。農作業への従事状況は一年間をとおして農作業をしておられます。36ページに土地の全部事項証明書を付けております。37ページに付近状況図を付けております。力竹医院の前の交差点のところから奥に入って行った左側になります。38ページが地籍図です。事務局の説明は以上です。

( 私語あり ) 31ページをよろしいでしょうか。読み上げました経営面積ですが、計33,515㎡は譲受人の経営面積になります。よろしく申し上げます。

議長 (吉野 裕君) 2番。

2番 (藤永 九市君) 2番。事務局の説明の通り言うことはないんですけども、このところ、●● ●●さんが耕作を減らされております。実は平成十数年ごろから、免許の更新をせずにそのままになっており、トラックにも乗れず耕作も思うようにできないという状況ですね、家の近くの40aばかりは何とか作っておりますけれども、遠くについてはどうしても手放さなくては仕方がないと言っておられました。また、一人でやっておられますから、大変無理があつてそういったことも含めまして、〇〇 〇〇さんも承知の上、買い手となったんだろうと思いますので、そういったこともご理解いただき、ご承認いただければなと思いますのでよろしく願いいたします。

議長 (吉野 裕君) この件につきまして、何かご意見、ご質問のある方はいらっしゃいませんか。ないようですので採決をいたします。第51号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに異議がない方の挙手をお願いします。全員賛成ですので許可することといたします。次に、第52号議案 農地法第3条の規定による許可申請書についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。事務局。

書記 (山田 奈津子君) 事務局。39ページをお開きください。第52号議案の朗読説明をいたします。農地法第3条の規定による許可申請書について。申請人 譲渡人 佐々町□□免 ●● ●●。譲受人 佐々町□□免 〇〇 〇〇。農地の所在 木場免字上川内。地目 台帳・現況ともに畑。面積154㎡。同じく、字宝隠1137番。地目 台帳・

現況ともに畑。面積1,327㎡。耕作者は●● ●●さんです。申請の理由 譲受人の希望により、売買による所有権移転を行う。譲受人の経営面積は、先ほどと同じく計33,515㎡です。譲受人の稼働人員は3名です。40ページは許可申請書の写しになります。移転しようとする契約の内容は、売買による所有権移転ということです。41ページ、42ページ、43ページは譲受人の状況ということで、前の議案と同じですので説明は省略させていただきます。44ページ、45ページは土地の全部事項証明書になります。46ページは付近状況図になります。ピンク色のところが申請地の二か所になります。牛舎と黄色で印を付けているところが藤永さんの牛舎です。松田 九州男さんのご自宅の少し上の畑が申請地になります。47ページが地籍図で、牛舎の横の1116-3の農地になります。48ページが1137の地籍図になります。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）地元委員の補足説明をお願いします。7番。

7番（平田 康範君）7番。事務局からの説明がございましたように、46ページの地図を見ていただきますと、牛舎がございますが、ここは〇〇さんが牛を飼っておられまして、毎日、管理をされているところです。申請地が牛舎のすぐ近くで、そこで飼料等を作付したいという希望があらわれて、これにつきましては農地を有効に活用されるものと思っております。以上です。

議長（吉野 裕君）この件につきまして、ご意見、ご質問等ある方はいらっしゃいませんか。5番。

5番（福田 喜義君）5番。申請地の下には宅地がありますが、同意書はいりませんか。

議長（吉野 裕君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。現在のところ、農地としての購入ですので、同意書は特に今の時点ではいらんですけども、例えば、申請人の〇〇さんも心配はしておられるんですけども、運動場で使ったりとか、申請地の上のあたりの山手の農地は△△さんの農地なんですよ。そこと一体的に牛の運動場だったり、牛舎だったりと考えられるときは了解を得る必要が出てくる可能性があります。補助事業を活用して牛舎を建てる場合は必ず同意書が必要と聞いております。

議長（吉野 裕君）他に、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいませんか。それでは採決を行います。第52号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに異議がない方の挙手をお願いします。全員賛成ですので許可することといたします。

では、4番委員さんが着席するまで、暫時休憩といたします。

(休憩 午後 2時05分)

(会議再開 午後 2時10分)

議長(吉野 裕君) 会を再開します。第53号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局。

書記(山田 奈津子君) 事務局。49ページをお開きください。第53号議案の朗読説明をいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請について。申請人 譲受人 佐世保市 ●●●(宗教法人)。譲渡人 佐々町□□免 ○○ ○○。農地の所在市瀬免字小川。地目 台帳 畑、現況 墓地。面積308㎡のうち、40.65㎡。転用の目的 墓地。施設は墓地 40.65㎡。耕作者はなし。申請の理由 墓地建立の際、越境していたことが発覚したためとありますけれども、昭和61年10月に転用申請の許可を受けて墓地を建てられていたんですけども、測量したところ、実際、はみ出ている部分がありまして、今回、はみ出ている部分の追認許可を取りたいということでの申請になっております。50ページに許可申請書の写しを付けております。今回、所有権移転なんですけれども、墓地になりますので、永徳寺さんの方に寄付ということで贈与という形になります。51ページが土地の全部事項証明書、52ページが位置図、53ページが付近状況図になります。ピンク色で印を付けているところが申請地になります。役場の方から行きますと、皿山直売所を過ぎたあたりの右手になります。54ページは現況写真です。赤で囲っているところが、越境していたところで結果的に違反転用していたところになります。55ページが地籍図です。申請地がオレンジ色で印を付けているところなんですけれども、ここが越境していた部分になりまして、37-3はきちんと転用許可を取って墓地にされた部分です。36の土地は元々、墓地になっているところです。56ページが被害防除計画書です。排水計画としましては自然流下。生活雑排水等は発生しないということです。57ページが測量図になるんですけども、今回、今ある墓地の横にですね、点線で書かれているところの29.09㎡と34.16㎡と二つに区画が分かれてあるんですけども、ここにですね、新たにお墓を作ろうとして、測量をしたところ今回のようなことが判明したわけです。まずは、違反転用の処理からということで出されているものです。58ページが配置図になります。こういった形でお墓がはみ出して建てられています。59ページも測量図です。60ページが求積図になります。色がついている部分が今回の申請の部分で、追認許可が下りましたら次のステップとし

まして新たに墓地を建設したいというのが左側の二筆になります。61ページが●●●さんの全部事項証明書になります。62ページが顛末書ということで、お墓の〇〇さんから出ております。37番1の一部を農地転用するにあたり、違反転用の部分があることが分かり大変申し訳ありませんでした。それまで気づかずにきちんと手続きをしたようなことを書かれてあります。63ページに証明書ということで、当時の状況を良く知ってらっしゃるということで、△△ △△さんが署名をして下さっております。農地転用の許可を受けられて、その時に今の状態になっているということを証明していただいております。64ページは行政書士さんの委任状なんですけども、65ページを見ていただいでよろしいでしょうか。こちらが手前で、違反転用が発覚しましたという連絡票を送っているんですけども、これが県からの回答になります。違反転用事案に対する判断についてということで、追認許可相当と判断したという内容になります。下の方の3ですけども、判断に至った事由というということが記載されているんですが、当初から申請していたら許可相当であったということ。また、違反が20年経過しており原状回復により関係者の生活に支障を生じる恐れがあること。また、周辺農地に営農に支障を及ぼしてないこと、原状回復は資金面かつ物理的にも困難であることから、追認許可相当という判断が下りておりまして、4の今後の手続きというところに農地法5条の申請をするようにということで記載されております。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）地元委員の補足説明をお願いします。5番。

5番（福田 喜義君）5番。私は皆さんに関係ないんじゃないかと思われるかもしれませんが、私が知っている範囲でお知らせします。今、事務局から説明がありました。59ページを見ていただければ分かりますが、昨年8月11日にですね、私もこの土地を譲り受けるために測量をしてもらっておりました。土地家屋調査士から測量をもらっていた時期に、結果的に違反転用が発覚しまして、これでは先には進まないということで違反転用の処理を先に済ませないと、県の方からも前に進まないということで説明がありました。そういったことで測量をした結果、59ページの黄色の部分が無断転用ということで、本人さんも、旦那さんも仕事に出て分からず、△△さんが中に立って××さんと、色々な手続きをしておられました。△△さんでも境が分からず、業者の方がブロックを積んで黄色の部分に少しかかっていますね。そういうことで、今回、黄色の部分を申請しますということで、地主さんと●●●さんも行政書士さんに頼んで、こういう結果になりましたのでよろしく申し上げます。以上です。

議長（吉野 裕君）この件に関して何かご意見、ご質問等ありませんか。5番。

5番（福田 喜義君）5番。補足です。黄色の部分ですけども、正式に手続きをしないと墓地とはみなさないということで、先に墓地を作っても許可は下りないということですね。土地そのものが墓地であれば横に新たに墓地を作るとはできると県から説明を受けました。ですので、黄色の部分を先に墓地にしないといけないということで、今日の申請になっています。

議長（吉野 裕君）他にありませんか。ないようですので採決を取ります。第53号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について、許可相当と認める方は挙手をお願いします。全員賛成ですので許可相当として県に進達することといたします。続きまして、日程5 協議事項に移ります。農用地利用集積計画（利用権設定）の担当委員選定について事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。66ページをお開きください。66ページから71ページまでが4月末で現在の利用権設定の期間満了になる方の一覧を付けております。それぞれ担当の委員さんを決めていただいて、次の更新につなげていただければと思います。今、中間管理事業の活用をお願いしているところですけども、この更新を機にまた中間管理事業の活用をお願いいただければと思います。また、後もって中間管理事業のお話もあるんですけども、ご協力をお願いします。休憩を取っていただいて、担当委員さんを決めていただければと思います。

議長（吉野 裕君）暫時休憩といたします。

（休憩 午後 2時40分）

（会議再開 午後 3時10分）

議長（吉野 裕君）会を再開します。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。休憩中に決めました担当委員さんを読み上げます。1番が4番。2番が4番。3番が4番。4番が10番。5番が10番。6番が13番。7番、8番、9番、10番が10番。12番が1番。13番、14番、15番が10番。16番が1番。17番が8番。18番、19番、20番、21番が10番。22番、23番、24番が8番。25番が10番。26番が12番。27番、28番、29番が4番。30番が7番。32番が6番。33番、34番が12番。35番が4番。36番が6番。37番が11番。38番、39番が1番。40番、41番が3番。42番は保留です。43番が12番。45番が3番。46番が12番。47番が1番。48番が4番。49

番が9番。50番が8番。51番が12番。52番、53番が3番。54番が1番に決まりました。お忙しいかとは思いますがよろしくお願いします。

議長（吉野 裕君）担当の委員さんはお忙しいかとは思いますが、よろしくお願いします。続きまして、日程6 その他に移ります。事務局の説明をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。その他です。①の農地中間管理事業の推進についてですが、中間管理事業の実績というものが、佐々町は少しずつ増えては来ているんですが、そんなに多くない状況の中で、国や県の行う事業で、例えば認定農業者さんとかが事業を活用して何かをしたいという時に、そこに割り振られる金額がですね、中間管理事業の実績で割り振られるような話が出てきております。実際にやりたいと思っていたことが、配分が少なくてやりたいことができないということがないように、推進していく必要があるという状況になっております。四役会の折にですね、県北振興局から担当者が来られて説明をしていただいて、四役さんと認定農業者の大瀬 清司さんにも説明をさせていただいて、年度末でするので間に合うところで、A to Aですけども、本人さんの農地を本人さんが機構を通して借りられるという手続きをとっていただいているところです。皆さまにも、また、すでに機構を利用させていただいております委員さんがいらっしゃいますので、積極的にA to Aから始めていただければと思います。会の終了後に振興局から来て説明をしたいということですので、少しお時間をいただけたらと思います。次の下限面積の設定についてということで、今日、資料をお配りしておりますけども、別段面積の設定状況という資料をお配りしておりますが、お手元にありますでしょうか。先月、九州管内の別段面積が載っている分をお配りしておりますが、今日お配りしたのは、長崎県内の状況が載っている分をお配りしております。設定してしないところが少ない状況ではありますが、次ページを開いていただきまして、下限面積の判断基準が詳しく載っている資料をお配りしております。二枚めくったところに2015年の農林業センサスの数字がありますけども、経営農地別の経営体数がいくらかあるかということも載せております。また最後のページですけども松浦市さんはそのまま50a未満ということで、下限面積を変えていない、また、裏面に下限面積を設定していらっしゃることを参考例として、こういった設定もできるんだなということで載せております。今日、時間があればと思っていたんですが、簡単に説明させていただきますと、2ページ目を見ていただいて、下限面積の設定の仕方なんですけども、農地法の3条では50aという規定があるんですけども、ただし農業委員会が市町村の区域の全部または、区域の一

部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定めて公示した時はその面積となるという規定がりまして、農業委員会の総会で下限面積を設定することができるようになっております。50aというのが実状に反しなければ変えられるんですけども、例えば農地の遊休化が深刻な状況にあったりですとか、新規就農等を促進しなければ農地の保全または、有効利用が図れないと判断される場合は設定することができるようになっております。例えばということで農林業センサスを見たときに経営体数が40%以下にならないようにしなければならぬようになっておりまして、3反未満の農家さんが佐々町内の40%以上おられるようであれば絶対しなければならぬんですけども、そこには佐々町はあたらなくて、皆さん3反以上もってらっしゃるようで、3反から5反という数字を見ても15%ほどですので、5反以下を決めなければならぬというわけではありません。後は、新規就農だったり農地を守っていくうえで、農地の流動化を促進するために下限面積を設定した方がいいという判断がされる場合には話し合いで設定していけたらと思います。ただし、ハウス園芸とか、お花となれば下限面積を下回っても認めることができるという規定がありますので、5反のままでも3条の許可を出していいたいところとあるところとあります。説明は以上です。少し休憩を取っていただいて、皆さんの意見を伺いたいと思います。

議長（吉野 裕君）暫時休憩といたします。

（休憩 午後 3時05分）

（会議再開 午後 3時20分）

議長（吉野 裕君）会を再開します。休憩中に議論をしていただきましたけども、今後もこのような形で話をしていきたいと思います。新規参入しやすくまた、協力的な農業体制ができていけばと思います。次に移ります。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進につきましては、引き続き皆さんと一緒に活動していきたいと思います。よろしくお願ひします。そして、3月の定例会の日程ですけども、3月25日は土曜日なので、24日か27日かなと思いますがご都合はいかがでしょうか。

（私語あり）議会の日程が決まってから、また、日程の方は皆さんにご連絡したいと思います。27日、28日あたりとっていただければと思います。それと、4月の日程まで大体のところ決めさせていただきたいと思うんですけども、以前、お話を来ていただいた宮崎大学の西先生に4月に来ていただいて、皆さんと、今度、新しく農業

委員になられる方も含めて、一緒にお話ができたらなと思っています。その関係もありますので、24日の週で考えております。

( 私語あり ) それと、事務局からですが非農地通知の事務処理を進めているんですが、3月にまとめて非農地を総会であげようと思っております。皆さんに利用状況調査をしていただいて、B判定と書かれたところにつきまして非農地にしていいですかという内容の文書を昨日発送しております。以前までは、利用する、しないの回答書ももらっていたんですけども、今回は農地として利用する場合は事務局に連絡をいただくようにして、連絡がないものにつきましては総会にかけて、非農地判断をしますというふうにしておりますので、問い合わせがあれば、そのようにお答えいただければと思います。事務局からは以上です。

議長 (吉野 裕君) その他に関して、皆さん方から何かありませんか。6番。

6番 (池田 邦義君) 6番。報告事項で合意解約とかありますね。その図面というか、航空写真というか、どこら辺の農地かが分かるような地図が欲しいです。合意解約は次の借り手が決まっていればいいんですけども、決まっていれば図面があれば進めやすいんじゃないかなと思います。事務局もお忙しいでしょうけども、そこら辺も付けていただければ助かります。

議長 (吉野 裕君) 他にありませんか。ないようでしたら、本日の総会はこれで終了させていただきます。皆さんお疲れさまでした。

( 閉 会 午後 3時 30分 )

上記のとおり相違ありません。

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員